

# 令和4年度 事業計画書

小規模多機能ホームあいわ

## 1. 基本理念

小規模多機能ホームあいわは、介護保険法の地域密着型サービスとして、その理念に則り、利用者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

## 2. 方針

- (1) 事業所は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い、訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 3. 事業概要

①	事業内容	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
②	事業所名	小規模多機能ホームあいわ
③	所在地	鹿屋市吾平町麓3635番1
④	利用定員	登録定員29名 通い18名/日 訪問適時 宿泊9名/日 (令和4年度中に登録者29名を目標とする)
⑤	営業日	年中無休 通い8:00～19:00 宿泊19:00～8:00
⑥	事業の実施地域	鹿屋市(吾平地区)
⑦	職員	管理者1名、計画作成担当者1名、看護師1名以上 介護職員(通いの人数×1/3)+1名以上

## 4. 支援計画

介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域

活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)	介護計画の作成
(2)	相談・援助等
(3)	通いサービス及び宿泊サービスに関する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス（移動、排泄等の介助・見守り等）</li> <li>・健康のチェック</li> <li>・機能訓練</li> <li>・入浴サービス</li> <li>・食事サービス</li> <li>・送迎サービス</li> </ul>
(4)	訪問サービスに関する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄、食事介助、清拭、体位変換等の身体の介護</li> <li>・調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活の援助</li> <li>・安否確認</li> </ul>

## 5. 権利擁護の推進及び差別解消への取り組み

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者5名で構成する第三者委員会を設ける。

## 6. 個人情報の適正な取り扱い

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関

する規則」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められておりこれを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

## 7. 行事計画

### (1) 年間行事

月	行 事	内 容
4月	お花見	公園等へ外出、お弁当休憩
5月	端午の節句	鯉のぼり、かぶとの飾りづくり
6月	レクリエーション大会	室内レクリエーションの企画、実施
7月	七夕	七夕飾りの作成
8月	夏祭り	地域の方を招待した夏祭りの企画、実施
9月	十五夜	お月見
10月	運動会	吾平小学校の運動会見学
11月	紅葉狩り	紅葉スポットへの外出
12月	大掃除	事業所内の大掃除 利用者さん自宅の大掃除
1月	初詣	吾平山稜への外出、初詣
2月	節分	豆まき行事の企画、実施
3月	ひな祭り	ひな祭りの飾りづくり

※その他、地域の行事等へ随時参加

### (2) 月例行事

◇誕生会      ◇職員会      ◇ケース会議

## 8. 運営管理

運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営をはかる。

### (1) 会計事務処理

会計事務に当たっては、社会福祉法人新会計基準に則り処理する。経理、予算、

出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を適正に把握できるよう正確な会計処理を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、介護保険サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。なお、経営状態の透明性を図るためホームページ等で最新の経営状況を公開し、開かれた施設運営に努める。

## （2）情報公開

情報公開については、毎会計年度終了後3月以内に計算書類、役員等名簿、現況報告書、役員報酬基準、定款、事業報告書、財産目録、苦情処理結果などを作成し、インターネット上で公表すると共に事務所に備えて置き、当事業所が提供する福祉サービスの利用を希望する方やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより等でも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

## （3）施設整備

利用者、家族の要望に応じることがもちろんのこと、地域住民の方々が立ち寄りやすい事業所を目指し、必要に応じて施設の整備を行う。それにより、安全で質の高いサービスの提供を行う。

## （4）介護保険サービス費の請求手続き

介護保険法の介護報酬等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

## （5）職員健康管理

職員は毎年1回（深夜労働その他労働安全衛生規則第13条第1項第2号で定める業務に従事する職員は6ヵ月毎に1回）定期的に健康診断を実施する。また、労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを年に1回の定期健康診断時に実施すると共に、看護師をメンタルヘルスの担当者として職員のメンタルヘルス対策に万全を期す。

## （6）職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会やケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。

特に、利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

## （7）防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深めるために、応急処置講習や避難・救出等の訓練に関する具体的な計画を策定し定期的に実施し、事故等の未然防止に努めるとともに施設設備の保全に万全を期す。また、夜間等における火災発生

の未然防止対策、職員等の防災教育及び火災・地震等発生時の安全かつ迅速な避難、誘導體制を充実する等の総合的な防災対策に努める。また、大規模災害の際は、インフラ機能が低下し事業所と地域が孤立することも考えられる為、普段より地域住民や関係機関(行政機関、消防署、警察等)との連携・調整を行い、有事の際に連携出来るようにマニュアルの見直しを行う等その体制を整える。

#### (8) 食事

利用者の年齢、体重、生活活動強度等を考慮した食事を提供し、適正な栄養管理と健康維持増進に努める。また、治療食、病人食、特別食(きざみ)、偏食等については、看護師や介護職員等と連携を密にして間違いがないよう実施にあたる。過剰摂取や肥満傾向、食事拒否等がみられる利用者に対しては、それに見合った栄養摂取を考慮し、運動量で調整する等の工夫を以て体力の維持が図られるようにする。併せて、定期的に嗜好調査、複数献立を実施し、個々の嗜好に合った食事を提供する他、食器、盛りつけを工夫し、楽しく、和やかな雰囲気の中で食事出来るように配慮する。

また非常時の食事用として、常時6日分をストックすると共に安全面・衛生面に支障がないよう努める。

#### (9) 保健衛生・医療

協力医療機関や利用者の主治医との連携、利用開始時の検温・血圧測定・酸素濃度測定・視診・問診、毎月の身体測定等による健康チェック等により、疾病の早期発見と治療に努める。疾病を持った利用者に対しては服薬確認や各種検査の推奨など、疾病の安定回復に努める。また、体操やレクリエーションを通しての体力維持、うがい、手洗い、歯磨きの励行、衣服の調整等の意識づけを行い、健康に対する関心を高める。

入浴については、事業所・自宅・その他入浴施設等での入浴を、本人の希望・健康状態等により選択し、安全面・衛生面に配慮した形で行う。

感染症対策としてマニュアルに基づき定期的に勉強会を開催すると共に未然防止に努める。

#### (10) 地域社会への貢献

地域における様々なニーズに対し、その設備、専門性、人材を活用し各関係機関と連携・協力しながら地域のニーズを解決すると共に、地域の福祉力を向上出来る様な地域貢献を主体的・積極的に行い、地域住民の理解と信頼を得て、地域コミュニティの中の事業所として地域と共生し、災害等の緊急時に共助出来る様に努める。

#### (11) 地域社会との交流

地域で開催される諸行事や事業所主催の行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め、高齢者福祉に対する理解と関心を高めるとともに、人的物的な専門性や設備を地域に開放し、地域福祉の充実の一助となるよう地域に根ざした開かれた事業所を目指す。

#### (12) 運営推進会議

運営推進会議は、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業者に開催が義務付けられており、サービスの質の確保・向上を図っていくために必須な会議である。2カ月に1回の会議を開催することで、利用者や市町村職員、地域の代表者等といった会議参加者との情報交換、第三者によるサービスのチェック、地域福祉向上の為の相互協力等の目的を果たしていく。

#### (13) ご家族との関わり

送迎・訪問時や電話等で、ご家族と自宅での生活、事業所での支援状況、事業所

に対する要望等情報交換を積極的に行い、ご家族とともに利用者を支えていく。また、運営推進会議や事業所内の行事への家族の参加を積極的に働きかける等、家族との連携を深める。

#### (14) 余暇活動

地域の行事等への参加、季節の行事やレクリエーション等を実施し、健康で明るい生きがい作りを支援する。また、活動を通し地域住民との交流を深める。

#### (15) ホームページ

情報公開を目的として事業所の行事、生活状況など、当法人の個人情報保護規程に反する事項を除き紹介する。そして、一般の人に閲覧してもらうことにより、事業所の認知度を高め、運営等の透明性を確保する。また、興味や関心をひく魅力的なサイトを作成するため、定期的に更新しアクセス数の増加に努める。

#### (16) マイナンバーの取り扱い

当事業所を利用している利用者のマイナンバーの管理については、ご家族や後見人等が行うことが基本であるが、行政手続きの代行等を事業所の職員が行う場合、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規程及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われないように事務手続きは慎重に取り扱う。

また、職員分については、当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人ファイル等を部外者へ提供する等、不正がないよう慎重に取り扱う。

#### (17) 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスについては、今後も警戒が必要な状況が継続すると予想される。法人内感染予防対応ガイドラインに沿い登録者・職員の感染予防に努め、感染者発生時には法人内新型コロナウイルス発生時対応ガイドラインに沿い法人本部と連携しながら対応を行う。

#### (18) 共生型サービスの研究

障害者総合支援法の中では、介護保険法の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは規定されておらず、現状では障害者の方に小規模多機能型居宅介護事業所でサービスを提供する為には、共生型生活介護・短期入所として指定を受ける必要がある。しかし、仮に障害者の方がそれらの共生型のサービスを利用しても、小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問」「泊り」のサービスを一体的に利用できるメリットや介護支援専門員の事業所への配置による相談のしやすさ等のメリットを享受することは現時点では難しい。

今後の国の制度改正を注視し、愛光会が目指す共生社会への貢献として、小規模多機能型居宅介護がどのような役割を果たすことができるかを研究していく。